

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
15年度 重点施策	投資家保護の観点からのディスクロージャーの継続的整備・改善 (目論見書の見直し等、E D I N E Tの着実な実施)

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3．政策の内容

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。

また、当該開示制度の電子化の推進により、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化、それに伴う投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。このように開示制度の電子化の必要性・公益性は極めて高いものです。

これらを踏まえ、平成15事務年度においては、証券取引法に基づくディスクロージャーの継続的整備・改善(目論見書制度の見直し等、E D I N E Tの着実な実施)を推進するため、証券取引法の一部改正等法令の整備及びE D I N E Tシステムの構築に鋭意取り組むこととしました。

4．平成15事務年度における事務運営についての評価

平成15事務年度においては、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、投資家の信頼が得られる市場の確立の一環として、目論見書制度の見直し等ディスクロージャーの合理化を行いました。

このことにより、目論見書について投資家のニーズに応じた情報入手が可能となるとともに、発行会社、販売会社等のコストを削減することにより投資家のコスト負担の軽減が期待されます。さらに、公開買付制度についても、手続を簡素化することにより、企業再編を促進するための改善が行われました。

また、平成16年6月からの開示書類等のE D I N E Tを使用した提出の原則義務化を

踏まえ、関係政令・内閣府令等の整備及びE D I N E Tシステムの構築が図られました。

13年6月の開示書類電子化の適用開始当初、E D I N E Tによる開示書類等の提出者数(内国会社)は約500社(平成13年6月末)に止まっていたが、E D I N E Tシステムの継続的整備・改善により、14年6月末では約1,400社、15年6月末には約2,500社へと増加し、更に16年6月末では4,100社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、13事務年度(平成13年7月～14年6月)の月平均は約28,000件、14事務年度(14年7月～15年6月)は約55,000件、15事務年度(15年7月～16年6月)は約97,000件と増加傾向にあり、一方で、各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、平成12年では年間18,000人を超えていたものが、13年では約16,800人、14年では約14,700人、15年では約10,800人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を表しているものであり、これまでの取り組みに対して一定の効果が上がっているものと考えます。

他方、アクセスの増加とともに回線が混雑するといった状況も生じており、回線の増強が必要となっています。

5. 今後の課題

(1) E D I N E Tについては、それを使用した開示書類等の提出会社の数、情報公開サーバーへのアクセス数も増加し、利便性を向上させている一方で、実際の利用者から寄せられた様々な意見(回線が混雑してつながりにくい等)等を踏まえ、回線の改善や印刷機能の拡充等利用者利便につながるよう努めていきます。

また、16年6月23日の金融審議会金融分科会第一部会報告において、英文開示に関する対応として、「金融庁は電子開示システム(E D I N E T)の整備・充実(「X B R L : eXtensible Business Reporting Language(多言語に対応した拡張型財務報告用のコンピュータ言語)」の導入等)に努める」として言及されるなど、証券取引法の開示制度の充実に関しても、平成17年度において、適時・適切に法令等の整備を行うとともに、システムの整備に取り組む必要があるため、平成16年度に引き続き、予算要求を行う必要があります。

(2) 金融庁としては、企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えています。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（ディスクロージャーの整備・改善）を進めていく必要があります。